

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その)
縦覧に供する書類

目次

◇告示 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (森林保全課)

公有水面の埋立ての免許 (漁港課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 平成九年九月十六日から二十日間

三 岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第六百九号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係わる保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上代山三九九四の一 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(次の図)は省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備えて置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百八号
岩美町が行う土地改良事業(単県土地改良事業高住地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。

平成九年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 免許の日
平成九年九月五日

- 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

鳥取市東町大字八束水字姫路二七〇六一一二三地先公有水面

(二) 位置

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ平成六年七月二十六日付鳥取県指令受漁港第十二号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線、5の地点と6の地点を結ぶ平成八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

四 埋立てに関する工事の施行区域

- 4の地点 3の地点から一二三度二三分三秒、二三八・四一メートルの地点
5の地点 基点から一六六度四〇分二五秒、三〇三・八四メートルの地点
6の地点 基点から一九二度二八分三九秒、二一九・〇五メートルの地点

- (一) 位置
一一、二五一・六〇平方メートル

- (二) 位置
四埋立てに関する工事の施行区域

○六一一三三及び二七〇六一一二三地先公有水面

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一地内並びに同字二七〇六一、二七〇六一三三及び二七〇六一一二三地先公有水面

(二) 位置

次のアの地点からサの地点までを順次に直線で結んだ線及びサの地点アの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 基点から一四八度〇一分四四秒、五七・一四メートルの地点
イの地点 アの地点から一二三度二三分三秒、一七一・六九メートルの地点
ウの地点 イの地点から一二四度〇八分三六秒、一〇八・一一メートルの地点
エの地点 ウの地点から一二三度二三分三秒、三三・九〇メートルの地点
オの地点 エの地点から一二四度〇二分一四秒、一一〇・八一メートルの地点
カの地点 オの地点から一九九度二三分二七秒、九六・一六メートルの地点
キの地点 カの地点から二〇四度五八分五五秒、二八・七〇メートルの地点
ケの地点 キの地点から二〇七度〇〇分四六秒、一四・一〇メートルの地点
コの地点 ケの地点から二一〇度四四分五二秒、三九・三三メートルの地点
サの地点 コの地点から二六分四二秒、一二三・八三メートルの地点
サの地点 コの地点から三四八度二三分三秒、一五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三七、五五七・六九平方メートル

五 埋立地の用途

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分〇七秒、東経一三四度〇一分二秒（以下「基点」という。）から一八〇度四九分〇四秒一五二・七六メートルの地点

2の地点 1の地点から一二三度二三分三秒、一・五四メートルの地点
3の地点 2の地点から一二三度二三分三秒、三・一〇メートルの地点

六 漁港施設用地及び漁村再開発施設用地

鳥取県告示第六百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月三十日 鳥取県指令米土維十第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町五五一

亀山 順

鳥取県告示第六百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月二十五日 鳥取県指令倉土維十第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市生田字石曾根

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原六丁目一二一四〇

株式会社サンローズ

代表取締役 梅林 哲朗